

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金について、対象となる休暇の取得期間を、令和4年3月31日（申請期限：令和4年5月31日）まで延長する改正が行われた旨通知がありましたので、改めて通知させていただきます。

この支援金についての詳細な情報については、厚生労働省ホームページ内に記載があります。

なお、この支援金における申請先は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）となります。

（三重県：〒514-8524 津市島崎町 327 番 2 津第 2 地方合同庁舎 2 階）

申請に伴う各種お問い合わせにつきましては、小学校休業等対応・支援金コールセンターへお願いいたします。

小学校休業等対応・支援金コールセンター

Tel：0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日祝含む）

（参考）厚生労働省ホームページ

○小学校休業等対応助成金



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

○小学校休業等対応支援金



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

○特別相談窓口



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html